

「取引所外売買業務の見直しに伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について（案）」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 26 年 7 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、取引所外売買業務の見直しに伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について、平成 26 年 5 月 27 日から 6 月 27 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

その間に寄せられた意見は特になかったので、原案のとおり、規則改正を行うこととする。

ただし、当該一部改正の前提となる「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の施行期日が平成 28 年 9 月 5 日とされたことから、当該一部改正の施行期日についても、同日とするよう、改正付則の規定の内容を修正することとする。

以 上